

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規則
- 福島県行政組織規則の一部を改正する規則
- 福島県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則
- 福島県文化センター条例施行規則の一部を改正する規則
- 福島県産業支援館条例施行規則の一部を改正する規則
- 福島県産業交流館条例施行規則の一部を改正する規則
- 福島県産林業研究センター使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則
- 福島県工業用水道条例施行規程の一部を改正する規程
- 福島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程
- 福島県公安委員会
- 福島県留置施設視察委員会に関する規則の一部を改正する規則
- 福島県人事委員会
- 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

規 則

福島県行政組織規則の一部を改正する規則、福島県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則、福島県文化センター条例施行規則の一部を改正する規則、福島県産業支援館条例施行規則の一部を改正する規則、福島県産業交流館条例施行規則の一部を改正する規則、福島県産林業研究センター使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則、

福島県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十二月二十日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第六十七号

福島県行政組織規則の一部を改正する規則

福島県行政組織規則（平成十五年福島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

福島県子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十七条第四項各号に掲げる事務の処理、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十七条第三項、第二十一条第二項及び第二十二条第二項に定める事項並びに次世代育成支援対策推進支援法（平成十五年法律第二百十号）第九条第一項に掲げる事項の調査審議その他子ども・子育て支援に関すること。	保健福祉部自立支援総室子育て支援課
--------------	---	-------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（行政経営課）

福島県規則第六十八号

福島県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

福島県住民基本台帳法施行細則（平成十四年福島県規則第百十四号）の一部を次のように改正する。

第八条中「及び同表」を「、同表」に、「十三の項まで」を「十五の項まで及び十七の項」に改める。

別表一の項イ(3)中「福島県税条例」の下に「(昭和二十五年福島県条例第五十号)」を加え、同表十三の項中「十三の項」を「十五の項」に改め、同項を同表十五の項とし、同表十二の項中「十二の項」を「十四の項」に改め、同項を同表十四の項とし、同表十一の項中「十一の項」を「十三の項」に改め、同項を同表十三の項とし、同表十の項中「十の項」を「十二の項」に改め、同項を同表十二の項とし、同表九の項中「九の項」を「十一の項」に改め、同項を同表十一の項とし、同項の前に次のように加える。

十 条例別表十の項の規則で定める事務

福島県奨学資金貸与条例（昭和二十七年福島県条例第五十八号）第十条第一項の規定による奨学資金の返還に関する次に掲げる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認（納入通知書、督促状等が返戻された場合に限る。）

(1) 福島県奨学資金貸与条例第二条の規定による奨学資金の貸与を受けた者（以下「奨学生」という。）

(2) 奨学生が福島県奨学資金貸与条例第五条第一項の規定により立てた保証人別表八の項中「八の項」を「九の項」に改め、同項を同表九の項とし、同表七の項中「七の項」を「八の項」に、「第六十八條第二項」を「第六十八條第四項」に改め、同項を同表八の項とし、同表六の項中「六の項」を「七の項」に改め、同項を同表七の項とし、同表五の項本文中「五の項」を「六の項」に改め、同項イ中「第九條」を「第六條第一項」に改め、同項を同表六の項とし、同表四の項の次に次のように加える。

五 条例別表五の項の規則で定める事務

ア 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）附則第五条の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

イ 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第七条の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

別表に次のように加える。

十六 条例別表十七の項の規則で定める事務

ア 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第五十一条の四第四項の放置違反金の納付を命ぜられた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認（放置違反金の納付を命ぜらるる文書が返戻された場合に限る。）

イ 道路交通法第五十一条の四第六項の規定により弁明の機会が与えられた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認（納付命令の原因となつて居る事実及び弁明書の提出先又は提出期限が記載された文書が返戻された場合に限る。）

ウ 道路交通法第五十一条の四第十三項の督促状により放置違反金の納付を命ぜられた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認（督促状が返戻された場合に限る。）

エ 道路交通法第五十一条の四第十四項の放置違反金等に係る滞納者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、別表一の項の改正規定、別表七の項の改正規定（「第六十八條第二項」を「第六十八條第四項」に改める部分に限る。）及び別表五の項イの改正規定は、公布の日から施行する。

（市町村行政課）

福島県規則第六十九号

福島県文化センター条例施行規則の一部を改正する規則

福島県文化センター条例施行規則（平成二十年福島県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第九条中「三、〇二〇円」を「三、一一〇円」に改める。

別表一の表中「二、三九〇円」を「二、四六〇円」に、「一、一三〇円」を「一、

一六〇円」に、「八一〇円」を「八四〇円」に、「四四〇円」を「四五〇円」に改め、地がすりの項を削り、「五六〇円」を「五八〇円」に、「コントラバス用いす」を「コントラバス用椅子」に、「三二〇円」を「三三〇円」に、「一八〇円」を「一九〇円」に、「一、六三〇円」を「一、六八〇円」に、「三、〇二〇円」を「三、一一〇円」に、「五三〇円」を「五五〇円」に、「七五〇円」を「七七〇円」に改め、別表二の表中「一、一三〇円」を「一、一六〇円」に、「六九〇円」を「七一〇円」に、「二、四五〇円」を「二、五二〇円」に、「二、二六〇円」を「二、三三〇円」に、「一、六三〇円」を「一、三六〇円」に、「三、〇二〇円」を「三、一一〇円」に、「五〇〇円」を「五〇〇円」に、「六八〇円」に、「二、七七〇円」を「二、八五〇円」に、「五〇〇円」を「五〇〇円」に、「七五〇円」を「七七〇円」に、「二、八二〇円」を「二、八七〇円」に、「三七〇円」を「三八〇円」に、「三二〇円」を「三三〇円」に、「九四〇円」を「九七〇円」に、「一、〇七〇円」を「一、一〇〇円」に、「一、三六〇円」を「一、四〇〇円」に、「八四〇円」を「八六〇円」に改め、別表三の表中「二、六四〇円」を「二、七二〇円」に、「五六〇円」を「五八〇円」に、「二、二六〇円」を「二、三三〇円」に、「六九〇円」を「七一〇円」に、「五〇〇円」を「五二〇円」に、「三二〇円」を「三三〇円」に、「一、一六〇円」を「一、二四〇円」に、「一九四〇円」を「一九七〇円」に、「一、八九〇円」を「一、九四〇円」に改め、別表四の表中「七五〇円」を「七七〇円」に、「五六〇円」を「五八〇円」に、「九四〇円」を「九七〇円」に、「三二〇円」を「三三〇円」に改め、別表五の表中「九四〇円」を「九七〇円」に、「五六〇円」を「五八〇円」に、「七五〇円」を「七七〇円」に、「三二〇円」を「三三〇円」に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 福島県文化センター条例の一部を改正する条例（平成二十五年福島県条例第七十七号）附則別表第一の二の表舞台用附属設備の項から視聴覚室附属設備の項まで及び附則別表第二の二の表会議室兼展示室附属設備の項に規定する三、一一〇円の範囲内で規則で定める額は、附則別表のとおりとする。

附則別表

一 舞台用附属設備

設 備 の 別	使用単位	金 額
松羽目竹羽目	一式一回	一、四六〇円
金びょうぶ	一双一回	一、一六〇円
銀びょうぶ	一双一回	一、一六〇円

設 備 の 別	使用単位	金 額
鳥の子びょうぶ	一双一回	八四〇円
大太鼓	一台一回	八四〇円
平台	一台一回	四五〇円
山台	一台一回	四五〇円
振り落し装置	一式一回	二五〇円
緋長座布団	一枚一回	二五〇円
山台用毛せん	一枚一回	五八〇円
コントラバス用椅子	一脚一回	三二〇円
譜面台	一台一回	一九〇円
指揮者台(指揮者譜面台付き)	一組一回	二五〇円
スクリーン(小ホール用)	一式一回	一、六八〇円
液晶ビデオプロジェクター	一台一回	三、一〇〇円
移動用スクリーン	一台一回	五五〇円
スライドプロジェクター	一台一回	七七〇円
二 舞台照明装置		
フットライト(大ホール用)	一列一回	一、一六〇円
フットライト(小ホール用)	一列一回	七一〇円
第一ボーダーライト(大ホール用)	一列一回	二、五二〇円
第二ボーダーライト(大ホール用)	一列一回	二、三三〇円

第三ボーダーライト(大ホール用)	一列一回	二、三三〇円
ボーダーライト(小ホール用)	一列一回	一、三六〇円
サスペンションライト(大ホール用)	一列一回	三、一一〇円
サスペンションライト(小ホール用)	一列一回	一、六八〇円
アッパーホリゾンライト(大ホール用)	一列一回	二、八五〇円
ローアホリゾンライト(大ホール用)	一列一回	五一〇円
ホリゾンライト(小ホール用)	一列一回	一、一六〇円
シーリングスポットライト(大ホール用)	一列一回	三、一一〇円
シーリングスポットライト(小ホール用)	一列一回	一、三六〇円
サンドフロントスポットライト	一台一回	七七〇円
ピンスポットライト(大ホール用)	一台一回	一、八七〇円
ピンスポットライト(小ホール用)	一台一回	一、六八〇円
トーマンタルスポットライト	一台一回	七七〇円
花道フットライト	一列一回	一、一六〇円
ステージスポットライト	一台一回	七七〇円
ベビースポットライト	一台一回	三八〇円
ストリップライト	一本一回	三二〇円
オーロラマシン	一台一回	九七〇円
ストロボマシン	一台一回	一、一〇〇円

設 備 の 別	使用単位	金 額
エフェクトマシン	一台一回	一、一〇〇円
ドライアイスマシン（本体のみ）	一台一回	一、四〇〇円
スモークマシン（本体のみ）	一台一回	一、四〇〇円
フレネルレンズスポットライト（二・五KW）	一台一回	八六〇円
パーライト	一台一回	三八〇円
ハイクオリティライト	一台一回	三八〇円
持込機器	（一KWにつき）	三二〇円
テーブルコーダー（オープンリール式据置型）	一台一回	二、七二〇円
テーブルコーダー（カセット式）	一台一回	五八〇円
CDプレーヤー	一台一回	五八〇円
デジタルオーディオテープレッキ	一台一回	五八〇円
ワイヤレスマイクロフォン	一組一回	二、三三〇円
プロセニアムスピーカー	一式一回	七一〇円
プロセニアムサイドスピーカー（大ホール用）	一式一回	五二〇円
はね返りスピーカー	一式一回	五二〇円
ウオールスピーカー（大ホール用）	一式一回	七二〇円
ウオールスピーカー（小ホール用）	一式一回	五二〇円

三 舞台音響設備

設 備 の 別	使用単位	金 額
ステージスピーカー	一式一回	七二〇円
ステージフロントスピーカー	一台一回	三二〇円
ソロスピーカー	一式一回	三二〇円
マイクエレベーター装置（マイクroフォンは、含まない。）	一基一回	一、一六〇円
マイクつり下げ装置（マイクroフォンは、含まない。）	一式一回	七二〇円
マイクroフォン（スタンド付き）	一本一回	九七〇円
ダイレクトボックス	一台一回	五一〇円
残響付加装置	一式一回	一、九四〇円
移動用音声調整卓	一式一回	一、九四〇円
ミニディスクデッキ	一台一回	五八〇円
持込機器	（一KWにつき）	三二〇円
視聴覚室附属設備		
スライドプロジェクター	一台一回	七七〇円
テーブルコーダー	一台一回	五八〇円
ワイヤレスマイクロフォン	一組一回	九七〇円
スピーカー	一式一回	七七〇円
マイクロフォン（スタンド付き）	一本一回	九七〇円

五 会議室兼展示室附属設備

持込機器	設 備 の 別	使用単位	金 額
	ワイヤレスマイクروفオン	一組一回	九七〇円
	カセットデッキ	一台一回	五八〇円
	スピーカー	一式一回	七七〇円
	マイクروفオン（スタンド付き）	一本一回	九七〇円
持込機器		（一KW につき）	三二〇円

備考

- 一の表から五の表までの使用単位の欄中「一回」とあるのは、設備の属する使用時間単位のそれぞれ午前、午後又は夜間に対応する時間とし、全日は、三回とする。
- 二の表の設備の別の欄に掲げる各設備には、カラーフィルターは、含まない。（文化振興課）

福島県規則第七十号

福島県産業支援館条例施行規則の一部を改正する規則

福島県産業支援館条例施行規則（平成十五年福島県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「二二、六〇〇円」を「二二、九六〇円」に、「三三、六七五円」を「三三、七八〇円」に、「二二、五二〇円」を「二二、五九二円」に、「二二、五七五円」を「二二、六二〇円」に、「九四五円」を「九七二円」に、「八四〇円」を「八六四円」に、「二二、一〇〇円」を「二二、一六〇円」に改め、別表の二の表中「二、二六〇円」を「二、二九六円」に改め、別表の三の表中「四二〇円」を「四三二円」に、「二、一〇〇円」を「二、一六〇円」に、「二〇五円」を「二〇八円」に、「一五七円」を「一六二円」に、「二二六円」を「二二九円」に、「三二五円」を「三三四円」に、「七三円」を「七五円」に、「二、〇五〇円」を「二、〇八〇円」に、「五二五円」を「五四〇円」に改める。

附 則

- この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 福島県産業支援館条例の一部を改正する条例（平成二十五年福島県条例第九十一号）附則別表の二の表上欄に掲げる附属設備の別ごとと同表の中欄に掲げる規則で定める使用単位及び同表の当該下欄に掲げる規則で定める額は、附則別表のとおりとする。

附則別表

一 映像設備使用料

附 属 設 備 の 別	使用単位	使用料の額
ビデオプロジェクター（多目的ホール用二百インチ）	一式一回	一一、九六〇円
ビデオプロジェクター（多目的ホール用百二十インチ）	一式一回	三、七八〇円
ビデオプロジェクター（特別会議室、中会議室、研修室及び小研修室用百インチ）	一式一回	三、七八〇円
移動式ビデオプロジェクター	一式一回	三、七八〇円
書画カメラ	一式一回	二、五九二円
オーバードヘッドプロジェクター（大）	一式一回	一、六二〇円
オーバードヘッドプロジェクター（小）	一式一回	九七二円
スライド映写機	一式一回	八六四円
テレビ	一式一回	二、一六〇円

二 音響設備使用料

附 属 設 備 の 別	使用単位	使用料の額
音響設備（多目的ホール、特別会議室、中会議室、研修室及び小研修室用）	一式一回	一、二九六円

三 その他の附属設備使用料

附 属 設 備 の 別	使用単位	使用料の額

附 属 設 備 の 別	使用単位	使用料の額
平凸スポットライト	一台一回	四三二円
フレネルスポットライト	一台一回	四三二円
ピンスポットライト	一台一回	四三二円
電子白板	一式一回	二、一六〇円
レーザーポインター	一台一回	一〇八円
システムパネル	一枚一回	一六二円
長テーブル	一卓一回	一二九円
丸テーブル	一卓一回	三三四円
スタッキングチェア	一脚一回	七五円
ポータブルステージ	一台一回	一、〇八〇円
バックドロップ	一枚一回	五四〇円
ステージ台	一台一回	五四〇円
講演台	一台一回	五四〇円
司会者台	一台一回	四三二円
花台	一台一回	三三四円
多目的台	一台一回	三三四円
金屏風	一双一回	一、〇八〇円

備考 長テーブル又はスタッキングチェアを使用する場合には、会議以外の目的で使用する場合に限り使用料を徴収する。

(経営金融課)

福島県規則第七十一号

福島県産業交流館条例施行規則の一部を改正する規則

福島県産業交流館条例施行規則(平成十年福島県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

第八条中「一・〇五」を「一・〇八」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(観光交流課)

福島県規則第七十二号

福島県産業研究センター使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則

福島県産業研究センター使用料及び手数料条例施行規則(平成十二年福島県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表実大強度試験機の項中「三、七〇〇円」を「三、八〇〇円」に改め、同表耐力壁面内せん断試験機の項中「一、二〇〇円」を「一、三〇〇円」に改め、同表万能試験機の項及びウエザーマーターの項中「一、四〇〇円」を「一、五〇〇円」に改め、同表木材人工乾燥装置の項中「一、〇〇〇円」を「一、二〇〇円」に改め、別表第一の二の表グレーディングマシンの項中「九〇〇円」を「一、〇〇〇円」に改め、同表XYクレーンの項及びフォークリフトの項中「三〇〇円」を「四〇〇円」に改め、別表第一の三の表六軸モルダラーの項中「二、二〇〇円」を「二、四〇〇円」に改め、同表フィンガージョイントの項中「二、二〇〇円」を「二、五〇〇円」に改め、同表送材車付き帯のこ盤の項中「一、四〇〇円」を「一、六〇〇円」に改め、同表真空加圧含浸装置の項中「一、九〇〇円」を「二、二〇〇円」に改め、同表ワイドベルトサンダーの項中「一、一〇〇円」を「一、三〇〇円」に改め、別表第一の四の表インサイジングマシンの項中「八〇〇円」を「九〇〇円」に改め、同表パネルソーの項中「三〇〇円」を「四〇〇円」に改め、同表クロスカットソーの項中「四〇〇円」を「五〇〇円」に改め、同表試験体用ホットプレスの項中「五〇〇円」を「六〇〇円」に改める。

別表第二の一の表中「五、二〇〇円」を「五、三〇〇円」に、「四、七〇〇円」を「四、九〇〇円」に改め、別表第二の二の表中「四、四〇〇円」を「四、七〇〇円」に、「一、八〇〇円」を「二、九〇〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、三〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(林業振興課)

福島県規則第七十三号

福島県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

福島県都市公園条例施行規則（昭和五十四年福島県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第十号中「及び県営あづま総合体育館」を「県営あづま総合体育館及び県営あづま陸上競技場」に改め、同項に次の一号を加える。

十一 あづま総合運動公園の県営あづま陸上競技場に設置している大型映像装置により広告を行う場合 行おうとする広告の内容並びに当該広告に係る責任者の住所、氏名及び連絡先

別表第二中「三、一五〇円」を「三、二四〇円」に、「二二、〇六〇円」を「二二、四〇〇円」に、「六三〇円」を「六四〇円」に、「二、四一〇円」を「二、四八〇円」に、「五二〇円」を「五四〇円」に、「七三〇円」を「七五〇円」に、「三二〇円」を「三三〇円」に、「一五〇円」を「一六〇円」に改める。
別表第三の一の表中「八九〇円」を「九一〇円」に、「一、七八〇円」を「一、八三〇円」に、「七三〇円」を「七五〇円」に、「一、四七〇円」を「一、五一〇円」に、「五七〇円」を「五九〇円」に、「一、一五〇円」を「一、一八〇円」に、「三六〇円」を「三七〇円」に、「一、六八〇円」を「一、七二〇円」に、「一五〇円」を「一六〇円」に、「三二〇円」を「三三〇円」に、「四二〇円」を「四三〇円」に改め、別表第三の二の表中「一五〇円」を「一六〇円」に、「三二〇円」を「三三〇円」に、「六一〇円」を「六四〇円」に、「四二〇円」を「四三〇円」に改める。
別表第五中「一五〇円」を「一六〇円」に、「三六〇円」を「三七〇円」に改める。

第六号様式中

行	為	の	期	間	年	月	日	時から	時まで
					年	月	日	時	分
								左記	

に改め、同様式注意を次のように改める。

間（時間）

注意

1 あづま総合運動公園の県営あづま球場、県営あづま総合体育館及び県営あづま

ま陸上競技場の内部に広告物を表示する場合にあつては、表示しようとする広告物の概要図及び表示位置図を添付すること。

2 あづま総合運動公園の県営あづま陸上競技場に設置している大型映像装置により広告を行う場合にあつては、行おうとする広告の代表的な表示画像を添付すること。

第十二号様式中

行	為	の	期	間	年	月	日	時から	時まで
					年	月	日	時	分
								左	

に改める。

附 則

- この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際現に提出され、又は交付されている改正前の福島県都市公園条例施行規則第六号様式による公園内行為許可申請書又は同規則第十二号様式による公園内行為（変更）許可証は、改正後の福島県都市公園条例施行規則第六号様式による公園内行為許可申請書又は同規則第十二号様式による公園内行為（変更）許可証とみなす。
- この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県都市公園条例施行規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。
(まちづくり推進課)

福島県規則第七十四号

福島県県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県県営住宅等条例施行規則（平成九年福島県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第五号ア及びイ以外の部分中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、「平成十三年法律第三十一号」の下に「。以下「配偶者暴力防止等法」という。」を「規

定する被害者」の下に「又は配偶者暴力防止等法第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者」を加え、同号イ中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）第十条第一項」を「配偶者暴力防止等法第十条第一項（配偶者暴力防止等法第二十八条の二において準用する場合を含む。）」に改め、同号イ中「配偶者暴力防止法」を「配偶者暴力防止等法」に改め、「第三条第三項第三号」の下に「（配偶者暴力防止等法第二十八条の二において準用する場合を含む。）」を、「第五条」の下に「（配偶者暴力防止等法第二十八条の二において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この規則は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第七十二号）の施行の日から施行する。

（建築住宅課）

福島県企業局

福島県工業用水道条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成 25 年 12 月 20 日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県企業局管理規程第7号

福島県工業用水道条例施行規程の一部を改正する規程

福島県工業用水道条例施行規程（昭和44年福島県企業局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の福島県工業用水道条例施行規程第16条第1項の規定は、平成26年4月1日以後に完了する給水施設の設置又は移転等に関する工事に要する費用であって使用者に負担させるものについて適用し、同年3月31日以前に完了した給水施設の設置又は移転等に関する工事に要する費用であって使用者に負担させるものについては、なお従前の例による。

（経営企画課）

福島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成25年12月20日

福島県病院事業管理者 丹 羽 真 一

福島県病院局管理規程第19号

福島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程

福島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成16年福島県病院局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中イを削り、同号ウ中「10,500円」を「10,800円」に改め、同号ウを同号イとし、同条第2号中「100分の105」を「100分の108」に改め、同条第3号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「100分の105」を「100分の108」に改め、同条第4号中「100分の105」を「100分の108」に改め、同条第5号ア(ア)中「38,000円」を「39,090円」に改め、同号ア(イ)中「6,390円」を「6,580円」に改め、同号イ中「9,420円」を「9,690円」に、「100分の105」を「100分の108」に改め、同号ウ中「7,530円」を「7,740円」に改め、同号エ中「6,460円」を「6,640円」に改め、同号オ(ア)中「880円」を「910円」に改め、同号オ(イ)中「840円」を「860円」に改め、同号オ(ウ)中「830円」を「850円」に改め、同号オ(エ)及び(オ)中「740円」を「760円」に改め、同号カ中「980円」を「1,000円」に改め、同号キ中「1,520円」を「1,570円」に改め、同号ク中「5,250円」を「5,400円」に改める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第1条第3号の改正規定（「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める部分に限る。）は、薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）の施行の日から施行する。

（病院経営改革課）

福島県留置施設視察委員会に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月20日

福島県公安委員会委員長 高 瀬 淳

福島県公安委員会規則第7号

福島県留置施設視察委員会に関する規則の一部を改正する規則

福島県留置施設視察委員会に関する規則（平成19年福島県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第21条第2項」を「第21条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（留置管理課）

福島県人事委員会

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十五年十二月二十日

福島県人事委員会

委員長 今 野 順 夫

福島県人事委員会規則第十八号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則(昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の第五項の表四キロメートル未満の項中「二、四〇〇円」を「二、六〇〇円」に改め、同表四キロメートル以上六キロメートル未満の項中「三、七〇〇円」を「三、九〇〇円」に改め、同表六キロメートル以上八キロメートル未満の項中「四、九〇〇円」を「五、二〇〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、六〇〇円」に改め、同表八キロメートル以上十キロメートル未満の項中「六、一〇〇円」を「六、五〇〇円」に、「三、一〇〇円」を「三、三〇〇円」に改め、同表十キロメートル以上十二キロメートル未満の項中「七、三〇〇円」を「七、八〇〇円」に、「三、七〇〇円」を「三、九〇〇円」に改め、同表十二キロメートル以上十四キロメートル未満の項中「八、六〇〇円」を「九、一〇〇円」に、「四、三〇〇円」を「四、六〇〇円」に改め、同表十四キロメートル以上十六キロメートル未満の項中「九、八〇〇円」を「一〇、四〇〇円」に、「四、九〇〇円」を「五、二〇〇円」に改め、同表十六キロメートル以上十八キロメートル未満の項中「一一、〇〇〇円」を「一一、六〇〇円」に、「五、五〇〇円」を「五、八〇〇円」に改め、同表十八キロメートル以上二十キロメートル未満の項中「一二、三〇〇円」を「一二、九〇〇円」に、「六、二〇〇円」を「六、五〇〇円」に改め、同表二十キロメートル以上二十二キロメートル未満の項中「一三、五〇〇円」を「一四、二〇〇円」に、「六、八〇〇円」を「七、一〇〇円」に改め、同表二十二キロメートル以上二十四キロメートル未満の項中「一四、七〇〇円」を「一五、五〇〇円」に、「七、四〇〇円」を「七、八〇〇円」に改め、同表二十四キロメートル以上二十六キロメートル未満の項中「一五、九〇〇円」を「一六、八〇〇円」に、「八、〇〇〇円」を「八、四〇〇円」に改め、同表二十六キロメートル以上二十八キロメートル未満の項中「一七、二〇〇円」を「一八、一〇〇円」に、「八、六〇〇円」を「九、一〇〇円」に改め、同表二十八キロメートル以上三十キロメートル未満の項中「一八、四〇〇円」を「一九、四〇〇円」に、「九、二〇〇円」を「九、七〇〇円」に改め、同表三十キロメートル以上三十二キロメートル未満の項中「一九、六〇〇円」を「二〇、七〇〇円」に、「九、八〇〇円」を「一〇、四〇〇円」に改め、同表三十二キロメートル以上三十四キロメートル未満の項中「二〇、八〇〇円」を「二二、〇〇〇円」に、「一〇、四〇〇円」を「一一、〇〇〇円」に改め、同表三十四キロメートル以上三十六キロメートル未満の項中「二

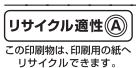
二、一〇〇円」を「二三、三〇〇円」に、「一一、一〇〇円」を「一一、七〇〇円」に改め、同表三十六キロメートル以上三十八キロメートル未満の項中「二三、三〇〇円」を「二四、六〇〇円」に、「一一、七〇〇円」を「一二、三〇〇円」に改め、同表三十八キロメートル以上四十キロメートル未満の項中「二四、五〇〇円」を「二五、九〇〇円」に、「一二、三〇〇円」を「一三、〇〇〇円」に改め、同表四十キロメートル以上四十五キロメートル未満の項中「二七、二〇〇円」を「二八、八〇〇円」に、「一三、六〇〇円」を「一四、四〇〇円」に改め、同表四十五キロメートル以上五十キロメートル未満の項中「二九、九〇〇円」を「三一、五〇〇円」に、「一五、〇〇〇円」を「一五、八〇〇円」に改め、同表五十キロメートル以上五十五キロメートル未満の項中「三一、四〇〇円」を「三四、二〇〇円」に、「一六、二〇〇円」を「一七、一〇〇円」に改め、同表五十五キロメートル以上六十キロメートル未満の項中「三四、七〇〇円」を「三六、六〇〇円」に、「一七、四〇〇円」を「一八、三〇〇円」に改め、同表六十キロメートル以上六十五キロメートル未満の項中「三六、五〇〇円」を「三八、五〇〇円」に、「一八、三〇〇円」を「一九、三〇〇円」に改め、同表六十五キロメートル以上七十キロメートル未満の項中「三九、三〇〇円」を「四一、五〇〇円」に、「一九、七〇〇円」を「二〇、八〇〇円」に改め、同表七十キロメートル以上七十五キロメートル未満の項中「四二、二〇〇円」に改め、同表七十五キロメートル以上八十キロメートル未満の項中「四四、九〇〇円」を「四七、四〇〇円」に、「二一、五〇〇円」を「二三、七〇〇円」に改め、同表八十キロメートル以上の項中「四七、七〇〇円」を「五〇、四〇〇円」に、「二三、九〇〇円」を「二五、二〇〇円」に改める。

別表第七中「第四条第一項」を「第八条第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、別表第七の改正規定は、公布の日から施行する。

(採用給与課)



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,390円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一印刷